

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
市営住宅使用料(建設部建築住宅課)	441,600 円	8 件	1
水道料金(上下水道部上水道課)	341,552 円	55 件	2
亀山市立医療センター使用料・手数料(地域医療部病院総務課)	1,278,011 円	114 件	6
合 計	2,061,163 円	177 件	

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 市営住宅使用料
担 当 部 署 建設部建築住宅課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	19,500円	令和7年3月31日	平成27年6月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(3号) 債権少額で徴収停止
2	68,400円	令和7年3月31日	平成28年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(3号) 債権少額で徴収停止
3	68,400円	令和7年3月31日	平成29年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(3号) 債権少額で徴収停止
4	68,400円	令和7年3月31日	平成30年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(3号) 債権少額で徴収停止
5	45,600円	令和7年3月31日	平成31年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(3号) 債権少額で徴収停止
6	26,100円	令和7年3月31日	平成29年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
7	34,800円	令和7年3月31日	平成30年4月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
8	110,400円	令和7年3月31日	令和4年6月1日	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
計	441,600円				

債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 上下水道部上水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等 考		
			債権発生日	事 由	備 考
1	139,990円	令和7年3月31日	平成25年8月～平成27年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
2	10,336円	令和7年3月31日	令和2年2月～令和2年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
3	3,304円	令和7年3月31日	令和元年12月～令和2年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
4	9,720円	令和7年3月31日	平成28年12月～平成30年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
5	9,720円	令和7年3月31日	平成28年1月～平成28年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
6	5,935円	令和7年3月31日	平成29年5月～令和29年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
7	9,207円	令和7年3月31日	平成26年12月～平成27年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
8	9,161円	令和7年3月31日	平成30年10月～平成31年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
9	8,155円	令和7年3月31日	平成27年2月～平成27年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
10	7,999円	令和7年3月31日	平成29年1月～平成29年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
11	7,904円	令和7年3月31日	平成29年11月～平成30年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
12	7,440円	令和7年3月31日	平成26年1月～平成26年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
13	7,067円	令和7年3月31日	平成26年9月～平成27年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
14	6,955円	令和7年3月31日	平成30年1月～平成30年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
15	6,891円	令和7年3月31日	平成29年6月～ 平成29年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
16	6,825円	令和7年3月31日	平成24年6月～ 平成25年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
17	6,480円	令和7年3月31日	平成28年9月～ 平成29年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
18	6,052円	令和7年3月31日	平成30年6月～ 平成31年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
19	540円	令和7年3月31日	平成30年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
20	4,377円	令和7年3月31日	平成29年8月～ 平成30年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
21	4,320円	令和7年3月31日	平成28年10月～ 平成29年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
22	4,320円	令和7年3月31日	平成28年8月～ 平成28年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
23	4,320円	令和7年3月31日	平成29年4月～ 平成29年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
24	3,855円	令和7年3月31日	平成27年12月～ 平成28年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
25	3,594円	令和7年3月31日	平成27年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
26	3,150円	令和7年3月31日	平成21年6月～ 平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
27	3,150円	令和7年3月31日	平成21年7月～ 平成21年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
28	525円	令和7年3月31日	平成25年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
29	2,806円	令和7年3月31日	平成29年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
30	540円	令和7年3月31日	平成27年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
31	2,430円	令和7年3月31日	令和元年6月～ 令和元年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
32	2,332円	令和7年3月31日	平成30年8月～ 平成30年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
33	2,255円	令和7年3月31日	平成27年5月～ 平成27年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
34	2,160円	令和7年3月31日	平成28年12月～ 平成29年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
35	2,160円	令和7年3月31日	平成28年4月～ 平成28年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
36	2,148円	令和7年3月31日	平成28年10月～ 平成31年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
37	2,100円	令和7年3月31日	平成21年9月～ 平成21年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
38	2,100円	令和7年3月31日	平成21年10月～ 平成21年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
39	2,100円	令和7年3月31日	平成21年9月～ 平成21年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
40	2,100円	令和7年3月31日	平成25年5月～ 平成25年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
41	2,090円	令和7年3月31日	令和元年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
42	1,575円	令和7年3月31日	平成25年2月～ 平成25年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
43	525円	令和7年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
44	525円	令和7年3月31日	平成21年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
45	1,249円	令和7年3月31日	平成24年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
46	1,175円	令和7年3月31日	平成29年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
47	1,080円	令和7年3月31日	平成28年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
48	1,080円	令和7年3月31日	平成30年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
49	1,080円	令和7年3月31日	平成28年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
50	1,080円	令和7年3月31日	平成28年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
51	1,050円	令和7年3月31日	平成25年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
52	810円	令和7年3月31日	令和元年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
53	712円	令和7年3月31日	平成30年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
54	642円	令和7年3月31日	平成27年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
55	356円	令和7年3月31日	令和元年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
計	341,552円				

債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 地域医療部病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	10,000円	令和7年3月31日	平成23年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
2	10,000円	令和7年3月31日	平成23年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
3	10,000円	令和7年3月31日	平成23年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
4	10,000円	令和7年3月31日	平成23年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
5	10,000円	令和7年3月31日	平成23年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
6	10,000円	令和7年3月31日	平成23年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
7	10,000円	令和7年3月31日	平成23年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
8	10,000円	令和7年3月31日	平成23年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
9	10,000円	令和7年3月31日	平成23年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
10	10,000円	令和7年3月31日	平成23年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
11	10,000円	令和7年3月31日	平成24年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
12	10,000円	令和7年3月31日	平成24年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
13	10,000円	令和7年3月31日	平成24年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
14	10,000円	令和7年3月31日	平成24年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
15	10,000円	令和7年3月31日	平成24年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
16	10,000円	令和7年3月31日	平成24年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
17	10,000円	令和7年3月31日	平成24年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
18	10,000円	令和7年3月31日	平成24年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
19	10,000円	令和7年3月31日	平成24年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
20	10,000円	令和7年3月31日	平成24年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
21	10,000円	令和7年3月31日	平成24年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
22	10,000円	令和7年3月31日	平成24年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
23	10,000円	令和7年3月31日	平成25年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
24	10,000円	令和7年3月31日	平成25年2月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
25	10,000円	令和7年3月31日	平成25年3月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
26	10,000円	令和7年3月31日	平成25年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
27	10,000円	令和7年3月31日	平成25年5月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
28	10,000円	令和7年3月31日	平成25年6月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
29	10,000円	令和7年3月31日	平成25年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
30	10,000円	令和7年3月31日	平成25年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
31	10,000円	令和7年3月31日	平成25年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
32	10,000円	令和7年3月31日	平成25年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
33	1,800円	令和7年3月31日	平成26年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
34	7,750円	令和7年3月31日	令和元年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
35	7,540円	令和7年3月31日	令和元年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
36	7,120円	令和7年3月31日	令和元年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
37	7,120円	令和7年3月31日	令和元年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
38	5,870円	令和7年3月31日	令和元年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
39	56,343円	令和7年3月31日	平成27年4月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
40	42,500円	令和7年3月31日	平成28年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
41	60,150円	令和7年3月31日	平成28年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
42	63,240円	令和7年3月31日	令和元年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
43	9,950円	令和7年3月31日	令和元年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
44	9,768円	令和7年3月31日	令和3年8月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
45	3,470円	令和7年3月31日	令和4年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
46	3,470円	令和7年3月31日	令和4年12月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
47	3,710円	令和7年3月31日	令和4年1月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
48	3,470円	令和7年3月31日	令和4年7月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
49	640円	令和7年3月31日	令和3年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
50	2,460円	令和7年3月31日	令和3年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
51	220円	令和7年3月31日	令和3年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
52	3,470円	令和7年3月31日	令和4年9月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
53	3,470円	令和7年3月31日	令和4年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
54	8,980円	令和7年3月31日	令和4年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	令和5年度に地方自治法施行令第171条の5(2号) 行方不明で徴収停止
55	116,510円	令和7年3月31日	平成26年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
56	2,250円	令和7年3月31日	平成26年7月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
57	91,160円	令和7年3月31日	平成26年8月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
58	5,230円	令和7年3月31日	平成26年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
59	4,590円	令和7年3月31日	平成27年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
60	6,500円	令和7年3月31日	平成27年7月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
61	7,400円	令和7年3月31日	平成27年9月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
62	3,550円	令和7年3月31日	平成27年10月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
63	7,120円	令和7年3月31日	平成27年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
64	5,240円	令和7年3月31日	平成27年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
65	6,930円	令和7年3月31日	平成28年1月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
66	5,240円	令和7年3月31日	平成28年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
67	5,870円	令和7年3月31日	平成28年4月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
68	8,000円	令和7年3月31日	平成28年5月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
69	4,910円	令和7年3月31日	平成28年6月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
70	7,120円	令和7年3月31日	平成28年7月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
71	4,710円	令和7年3月31日	平成28年8月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
72	6,840円	令和7年3月31日	平成28年9月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
73	5,350円	令和7年3月31日	平成28年10月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
74	6,690円	令和7年3月31日	平成28年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
75	41,490円	令和7年3月31日	平成28年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
76	5,980円	令和7年3月31日	平成28年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
77	9,270円	令和7年3月31日	平成28年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
78	44,850円	令和7年3月31日	平成29年1月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
79	7,770円	令和7年3月31日	平成29年1月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
80	4,730円	令和7年3月31日	平成29年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
81	8,840円	令和7年3月31日	平成29年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
82	1,800円	令和7年3月31日	平成29年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
83	1,060円	令和7年3月31日	平成29年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
84	5,240円	令和7年3月31日	平成29年4月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
85	9,430円	令和7年3月31日	平成29年5月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
86	6,510円	令和7年3月31日	平成29年6月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
87	8,100円	令和7年3月31日	平成29年7月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
88	2,890円	令和7年3月31日	平成29年10月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
89	5,160円	令和7年3月31日	平成29年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
90	3,030円	令和7年3月31日	平成29年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
91	3,490円	令和7年3月31日	平成30年1月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
92	1,390円	令和7年3月31日	平成30年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
93	2,870円	令和7年3月31日	平成30年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
94	890円	令和7年3月31日	平成30年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
95	4,830円	令和7年3月31日	平成30年4月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
96	380円	令和7年3月31日	平成30年5月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
97	1,230円	令和7年3月31日	平成30年5月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
98	3,020円	令和7年3月31日	平成30年7月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
99	4,200円	令和7年3月31日	令和元年8月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
100	3,390円	令和7年3月31日	平成30年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
101	1,960円	令和7年3月31日	平成30年12月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
102	2,120円	令和7年3月31日	平成31年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
103	1,730円	令和7年3月31日	平成31年4月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
104	3,990円	令和7年3月31日	令和元年5月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
105	2,420円	令和7年3月31日	令和元年6月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
106	2,120円	令和7年3月31日	令和元年6月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
107	4,200円	令和7年3月31日	令和元年8月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
108	2,280円	令和7年3月31日	令和元年9月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
109	2,180円	令和7年3月31日	令和元年10月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
110	4,000円	令和7年3月31日	令和元年11月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
111	2,180円	令和7年3月31日	令和2年1月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
112	3,790円	令和7年3月31日	令和2年2月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
113	820円	令和7年3月31日	令和2年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
114	108,660円	令和7年3月31日	令和2年3月	破産免責 (条例第8条第1項第2号)	
計	1,278,011円				